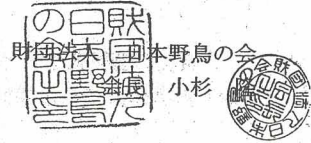




日野鳥発第 102 号
2003 年 3 月 31 日

環境大臣

鈴木 俊一 殿



国立・国定公園内における風力発電施設の設置基準について (要望)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先頃のマスコミの報道によりますと、自治体等から国立・国定公園内における風力発電設置について、許可基準等の緩和を求める特区制度提案があり、それに対し貴省では風力発電施設を特区として認めないかわり、国立・国定公園内における風力発電施設の明確な許可基準を設定すると聞いております。

現在、新エネルギーである風力発電は、クリーンなエネルギーとして注目され、国が設定した 2010 年までの導入目標値 300 万 kw に向け、ここ数年設置計画が急激に増えております。この一方で、風力発電事業が環境影響評価法の対象外であり、環境影響評価に関するガイドラインも整っていないことから鳥類等の野生生物についての十分な調査や影響評価は実施されておらず、野鳥の風力発電への衝突や生態系への影響について、本会各地の支部から懸念の声が上がっている状況です。

このような状況の中で、優れた自然が残っている国立・国定公園に手をつけるのは慎重にすべきだと考えております。国立・国定公園は、83 ヶ所しかなく、その面積は国土面積の約 9.0% でしかありません。本年 4 月から施行される改正自然公園法では、新たに国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」が追加されています。

以上のことから、自然公園内における風力発電施設の設置においては野生生物に悪影響の出ることのないよう、下記の点について設置基準に盛り込まれるよう要望いたします。

敬具

記

1. 渡り鳥の渡りのルートや集団生息地、希少な鳥類の生息地や猛禽類の繁殖地及びその周辺についてはあらかじめ調査を行い、区域を特定して風力発電施設は設置しないこと。

2. 国立・国定公園内における風力発電施設については、鳥類等の野生生物の生態系への影響について事前の環境影響評価、事後調査を事業者に対して義務づけること。

3. 環境影響評価を行うにあたっては、事業者、専門家、自然保護団体、住民等からなる公開された検討の場を設けること。

以上